別記様式第二十五号の十一記載要領10の次に次のように加える。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

別記様式第二十五号の十一記載要領18中「ほ装工事業（ほ）」を「舗装工事業（舗）」に改め、同様式別紙一記載要領４中「ほ装工事」を「舗装工事」に改め、同様式別紙二記載要領６中「ほ装工事業」を「舗装工事業」に改める。

別記様式第二十五号の十二中「ほ装」を「舗装」に改める。

別表㈠中

６Ａ	〃	（附則第四条該当）　１年

を

６Ａ	〃	（附則第四条該当）　１年
40	基礎ぐい工事	

に改める。

別表㈣中

06Ａ	〃	（附則第四条該当）　１年

を

06Ａ	〃	（附則第四条該当）　１年
040	基礎ぐい工事	

に改める。

別表㈤中「ほ装工事業」を「舗装工事業」に改める。

附　則

（施行期日）

この省令は、平成二十八年十一月一日から施行する。ただし、第七条の三、第七条の四、第七条の六及び第七条の八の改正規定は、平成二十八年六月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

平成二十八年五月九日

総務大臣　山本　早苗

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　茨城県土浦市川口１－１－22　(83.90) (2)　茨城県かすみがうら市深谷字わノ区1062－３　(65.80)	北緯36度04分51秒東経140度12分05秒の地点と北緯36度04分58秒東経140度13分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯36度05分03秒東経140度13分46秒の地点と北緯36度05分16秒東経140度15分33秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯36度05分19秒東経140度15分55秒の地点と北緯36度05分21秒東経140度16分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度05分22秒東経140度16分17秒の地点と北緯36度05分23秒東経140度16分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　茨城県龍ケ崎市4200－３　(66.10) (2)　茨城県稲敷郡河内町源清田字小巻5916　(44.30)	北緯35度54分22秒東経140度11分13秒の地点と北緯35度53分11秒東経140度14分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　茨城県龍ケ崎市4200－３　(66.50) (2)　茨城県稲敷郡美浦村舟津字向井982－１　(73.20)	北緯35度54分22秒東経140度11分13秒の地点と北緯35度55分28秒東経140度12分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度55分44秒東経140度12分55秒の地点と北緯35度55分52秒東経140度13分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度56分09秒東経140度13分27秒の地点と北緯35度56分18秒東経140度13分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度56分36秒東経140度14分01秒の地点と北緯35度57分20秒東経140度14分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度58分08秒東経140度15分58秒の地点と北緯35度59分28秒東経140度17分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　茨城県龍ケ崎市4200－３　(72.30) (2)　茨城県取手市藤代字蔵前700　(51.20)	北緯35度54分22秒東経140度11分13秒の地点と北緯35度55分20秒東経140度06分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　茨城県土浦市川口１－１－22　(67.30) (2)　茨城県牛久市下根町字俣田1359－１　(65.20)	北緯36度04分51秒東経140度12分05秒の地点と北緯36度03分57秒東経140度11分49秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯36度03分44秒東経140度11分45秒の地点と北緯36度02分57秒東経140度11分31秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯36度02分52秒東経140度11分30秒の地点と北緯36度02分44秒東経140度11分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度00分54秒東経140度10分55秒の地点と北緯36度00分21秒東経140度10分45秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　埼玉県さいたま市岩槻区西町２－５－40　(68.30) (2)　埼玉県上尾市原市中１－７－８　(39.30)	北緯35度57分12秒東経139度41分25秒の地点と北緯35度57分39秒東経139度39分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　新潟県新発田市中央町３－３－２　(67.80) (2)　新潟県新発田市藤塚浜字長海老池401－３　(63.70)	北緯37度56分54秒東経139度19分37秒の地点と北緯38度01分39秒東経139度18分21秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	(1)　新潟県新発田市中央町３－３－２　(66.00) (2)　新潟県新発田市真野原字井戸島443－１　(54.40)	北緯37度56分54秒東経139度19分37秒の地点と北緯37度59分26秒東経139度17分59秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域